

昭和二十五年十二月八日受領
答 弁 第 五 九 号

(質問の 五九)

内閣衆質第五九号

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出中華人民共和国の管理貿易及び民間業者の日本に対する輸出品種に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員横田甚太郎君提出中華人民共和国の管理貿易及び民間業者の日本に対する輸出品

種に関する質問に対する答弁書

輸出品のうち雑貨繊維、軽機械、農水産物等は政府の許可を要せず、政府の許可を要する品目は、輸出貿易管理令別表第一に掲げられている。要許可品目のうち金属、重機械、化学薬品等の一部は総司令部の承認を要し、それ以外のものは通商産業省の許可のみで足りることになっている。総司令部が承認又は承認の決定をした場合には直ちに通商産業省に通報される。

中共側の希望している品種は、機械、金属、鉄鋼等かなりの範囲にわたつておる模様であり、その希望数量は不明である。特に銅線および硅素鋼板、厚板、薄板、棒鋼、型鋼等の鉄鋼製品ならびにトラック、トラクター等の希望が最も多い。更に最近是人絹糸、自転車等の引合も見られる。これらに関する中共側の希望条件としては、ドルを支拂うことは極めて少く、バターによる取引を条件とするものが少くない。中共地区に対する最近の輸出は九月は二百万ドル、十月は四百万ドル程度となつている。

右答弁する。